3　利益剰余金は、法第40条第１項に基づく積立金（以下「積立金」という。）、法第40条第４項において定められている場合における前中期目標等期間繰越積立金、法第40条第３項により中期計画で定める使途に充てるために、使途ごとに適切な名称を付した積立金（以下「目的積立金」という。）及び当期未処分利益に区分して表示する。なお、当期未処分利益の内訳として、当期総利益を表示するものとする。

［4　略］

第57　貸借対照表の様式

1　貸借対照表の標準的な様式は、次のとおりとする。

貸　借　対　照　表

（平成○○年３月31日）

資産の部		
Ⅰ　固定資産		
1　有形固定資産		
土地	×××	
減損損失累計額	×××	×××
建物	×××	
減価償却累計額	×××	
減損損失累計額	×××	×××
構築物	×××	
減価償却累計額	×××	
減損損失累計額	×××	×××
機械装置	×××	
減価償却累計額	×××	
減損損失累計額	×××	×××
船舶	×××	
減価償却累計額	×××	
減損損失累計額	×××	×××
車両運搬具	×××	
減価償却累計額	×××	
減損損失累計額	×××	×××
工具器具備品	×××	
減価償却累計額	×××	
減損損失累計額	×××	×××
図書		×××
美術品・収蔵品		×××
建設仮勘定	×××	
減損損失累計額	×××	×××
・・・		×××
有形固定資産合計		×××

3　利益剰余金は、法第40条第１項に基づく積立金（以下「積立金」という。）、法第40条第４項において定められている場合における前中期目標期間繰越積立金、法第40条第３項により中期計画で定める使途に充てるために、使途ごとに適切な名称を付した積立金（以下「目的積立金」という。）及び当期未処分利益に区分して表示する。なお、当期未処分利益の内訳として、当期総利益を表示するものとする。

［4　同左］

第57　貸借対照表の様式

1　貸借対照表の標準的な様式は、次のとおりとする。

貸　借　対　照　表

（平成○○年３月31日）

資産の部		
Ⅰ　固定資産		
1　有形固定資産		
土地	×××	
減損損失累計額	×××	×××
建物	×××	
減価償却累計額	×××	
減損損失累計額	×××	×××
構築物	×××	
減価償却累計額	×××	
減損損失累計額	×××	×××
機械装置	×××	
減価償却累計額	×××	
減損損失累計額	×××	×××
船舶	×××	
減価償却累計額	×××	
減損損失累計額	×××	×××
車両運搬具	×××	
減価償却累計額	×××	
減損損失累計額	×××	×××
工具器具備品	×××	
減価償却累計額	×××	
減損損失累計額	×××	×××
図書		×××
美術品・収蔵品		×××
建設仮勘定	×××	
減損損失累計額	×××	×××
・・・		×××
有形固定資産合計		×××